

## 4. 避難所運営（撤収期）

撤収期は、電気、ガス、水道等のライフライン回復期以降の時期です。この時期は、ライフラインが回復し、日常生活が再開可能となるため、避難所生活の必要が徐々になくなっていく時期です。

一方で、この時期には独力での生活再建が困難な避難者に対し最後まで地域全体で支援する体制を構築し、施設の本来業務の再開に向けて必要な業務を行う時期です。

## 4-1 避難所の統合・閉鎖

住居をなくした人には、より生活環境の整った応急仮設住宅等に移動していただき、避難所を段階的に統合・閉鎖することで、施設の本来業務を再開させる準備を行います。

### (1) 統合・閉鎖に向けた準備

- ライフラインの回復状況等から、避難所の縮小・統廃合の時期、閉鎖後の対応について、災害対策本部と協議します。
- 避難所を統合する場合は、移動の日時や方法、荷物等を搬送するための車両や人員の確保についても、災害対策本部と協議します。
- 避難所の統合・閉鎖にあたり、避難者の情報などを円滑に引き継ぎすることができるよう避難所運営委員会、各運営班などの協力を得て、避難所の運営・管理に関する情報や書類を集約します。
- 市が避難所の統合・閉鎖についての説明会を開催する場合は、事前に情報掲示板や避難者組長等を通じて、避難者（避難所外避難者も含む）全員に伝えます。

### (2) 避難所の後片付け

- 設備や物資について、返却や回収、処分等を災害対策本部と協議して行います。
- 避難者は協力して、避難所として利用した施設内外の片づけ、整理・整頓、掃除、ごみ処理を行います。
- 避難所運営委員会は、運営に用いた各種記録、資料等を災害対策本部に返却し、閉鎖の日解散します。

#### 【統合・閉鎖にあたっての留意点】

避難所の統廃合は、概ね、私立学校等の民間施設、公立学校、公立施設（体育館等）の順に集約される場合があります。

統廃合に伴う避難者の移動にあたっては、自治会等と協議し、血縁や地縁のつながりが保てるように配慮します。